

とっとり県産品“鳥取物がたり”登録制度 Q&A

区分	質問	回答															
制度全般	○この登録制度のねらいは何か？	○すべての事業者が伸び伸びと事業活動を行うことができる環境整備を推進し、本県産業を振興することにより、経済活力に満ちあふれ、県民が心豊かで安心して生活できる鳥取県の構築を目指し、平成23年12月に「鳥取県産業振興条例」が施行されました。その条例の中に本県が「県産品の利用促進」を図ることが明記されており、この登録制度の元、登録された県産品の消費者への認知度向上と消費拡大を進め、もって県内産業の振興と県内経済の活性化に資することをねらっています。															
	○とっとり県産品とは何か？	<p>○とっとり県産品とは、県内において生産若しくは製造加工された産品又は県外において生産若しくは製造加工された産品であって産品を特徴づける材料、技術等が県内で生産又は伝承されているもののうち、とっとり県産品“鳥取物がたり”登録要綱に定められた基準を満たし、審査を経て登録された産品です。</p> <p>以下の表はその事例です。</p> <table border="1" data-bbox="576 745 1498 1256"> <thead> <tr> <th data-bbox="576 745 979 786">区分</th> <th data-bbox="979 745 1498 786">事例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="576 786 979 958">県内において生産若しくは製造加工された産品</td> <td data-bbox="979 786 1498 958"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内産農林水産物 ・ 県内で製造された工業製品 ・ 県内で製造された加工食品 ・ 県内で開発されたシステム など </td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 958 979 1256">県外において生産若しくは製造加工された産品であって産品を特徴づける材料、技術等が県内で生産又は伝承されているもの</td> <td data-bbox="979 958 1498 1256"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内原材料を使って県外で製造された製品（蟹の甲羅から抽出したグルコサミンを使った健康食品、県産二十世紀梨のエキスをを使った加工食品、県産木材を使ったパネルなど） ・ 県内の技術を使って県外で製造された製品（氷温技術を使った食品など） </td> </tr> </tbody> </table>	区分	事例	県内において生産若しくは製造加工された産品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内産農林水産物 ・ 県内で製造された工業製品 ・ 県内で製造された加工食品 ・ 県内で開発されたシステム など 	県外において生産若しくは製造加工された産品であって産品を特徴づける材料、技術等が県内で生産又は伝承されているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内原材料を使って県外で製造された製品（蟹の甲羅から抽出したグルコサミンを使った健康食品、県産二十世紀梨のエキスをを使った加工食品、県産木材を使ったパネルなど） ・ 県内の技術を使って県外で製造された製品（氷温技術を使った食品など） 									
区分	事例																
県内において生産若しくは製造加工された産品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内産農林水産物 ・ 県内で製造された工業製品 ・ 県内で製造された加工食品 ・ 県内で開発されたシステム など 																
県外において生産若しくは製造加工された産品であって産品を特徴づける材料、技術等が県内で生産又は伝承されているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内原材料を使って県外で製造された製品（蟹の甲羅から抽出したグルコサミンを使った健康食品、県産二十世紀梨のエキスをを使った加工食品、県産木材を使ったパネルなど） ・ 県内の技術を使って県外で製造された製品（氷温技術を使った食品など） 																
	○とっとり県産品は地産地消の産品と何が違うのか？	<p>○とっとり県産品は、従来の地産地消の産品のみならず、県外や海外の原材料を使って県内で製造されたものや、県内の技術を使って県外で作られたものも含まれています。</p> <p>以下の表はイメージです。</p> <table border="1" data-bbox="576 1447 1498 2130"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="576 1447 1054 1487"></th> <th colspan="2" data-bbox="1054 1447 1498 1487">製造加工地</th> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="576 1487 1054 1527"></th> <th data-bbox="1054 1487 1214 1527">県内</th> <th data-bbox="1214 1487 1498 1527">県外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="576 1527 620 1771" rowspan="2">原材料産地</td> <td data-bbox="620 1527 1054 1771"> 「地産地消」かつ【県産品】 (例) 県内産の野菜を使った冷凍野菜、 県内産の椎茸を使った干し椎茸 など </td> <td data-bbox="1054 1527 1214 1771"> 「地産地消」かつ【県産品】 (例) 県内産大豆を使って県外で加工された水煮大豆 県内産スイカを使って県外で加工されたスイカゼリー など </td> <td data-bbox="1214 1527 1498 1771"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="620 1771 1054 2130"> 【県産品】 (例) ノルウェー産鯖を使った県内加工の焼鯖 県外産大豆を使った県内加工の醤油 県外産豆腐を使った県内加工のとうふちくわ 県内産の工業製品(LED照明・PC等) </td> <td data-bbox="1054 1771 1214 2130"></td> <td data-bbox="1214 1771 1498 2130"></td> </tr> </tbody> </table>			製造加工地				県内	県外	原材料産地	「地産地消」かつ【県産品】 (例) 県内産の野菜を使った冷凍野菜、 県内産の椎茸を使った干し椎茸 など	「地産地消」かつ【県産品】 (例) 県内産大豆を使って県外で加工された水煮大豆 県内産スイカを使って県外で加工されたスイカゼリー など		【県産品】 (例) ノルウェー産鯖を使った県内加工の焼鯖 県外産大豆を使った県内加工の醤油 県外産豆腐を使った県内加工のとうふちくわ 県内産の工業製品(LED照明・PC等)		
		製造加工地															
		県内	県外														
原材料産地	「地産地消」かつ【県産品】 (例) 県内産の野菜を使った冷凍野菜、 県内産の椎茸を使った干し椎茸 など	「地産地消」かつ【県産品】 (例) 県内産大豆を使って県外で加工された水煮大豆 県内産スイカを使って県外で加工されたスイカゼリー など															
	【県産品】 (例) ノルウェー産鯖を使った県内加工の焼鯖 県外産大豆を使った県内加工の醤油 県外産豆腐を使った県内加工のとうふちくわ 県内産の工業製品(LED照明・PC等)																

○申請はいつ行っても良いか？ (随時受付か)	○随時申込は受け付けますが、登録にあたっては、関係法令等の審査及び有識者で組織される「とっとり県産品利用促進協議会」の意見聴取を経たからの登録になります。とっとり県産品利用促進協議会の意見聴取は年2回程度を予定しております。
○登録の期間は何年か？	○登録した日から4年を経過した日の属する年度の3月31日までとなります。
○申請は誰でも出来るのか？	○商品の生産若しくは製造加工若しくは委託製造加工をする販売者又はこれらの者で組織する法人その他の団体（定款、寄付行為その他これらに準ずるものを有している者に限る。）であって、次の基準を遵守する「事業者」が対象となります。 (1) 社会的信用を失墜するような法令違反を行っていない。 (2) 消費者からの意見・問合せ窓口及び苦情処理体制が整備されている。
○申請者の基準を満たしたかどうかを確認する期間はどの程度か？	○おおむね過去5年間で遵守しているかどうかを確認します。
○申請はどこに行えば良いか？	○鳥取県庁食のみやこ推進課への申請になります。
○県産品であれば何でも申請出来るのか？	○基準を満たし、県内の地域産業の振興につながると認められる商品であって、県のイメージを損なわず、公序良俗に反しないものであれば申請の対象になります。
○登録に要する経費は？	○特に必要ありませんが、手続きに係る事務的な経費は申請者の負担となります。
○毎年、実績報告や審査はあるのか？	○必要ありません。今年度登録された場合、次回の更新に係る作業はH29年度中(H30.3月末までに実施)となります。ただし、登録を受けた事業者や登録された県産品に係る廃止や変更の事項があれば、変更申請等が必要となります。詳しくは、要綱第12条に記載しています。また、県が生産地及び製造工場に対する確認を求めてきた場合は、協力していただく必要があります。
○不適切な事案が発覚した等の場合は、登録の抹消はあるのか？	○虚偽の申請など、内容によっては抹消されます。詳しくは、要綱第14条に記載しています。
○登録内容を変更した場合はどうすれば良いか？	○要綱第12条に基づき、県へ変更届出書(様式第3号)を提出していただく必要があります。
○県産品の製造を中止した場合はどうすれば良いか？	○要綱第12条に基づき、県へ廃止届出書(様式第3号)を提出していただく必要があります。
○登録を継続したい場合はどうすれば良いのか？	○登録の継続を希望する事業者には、登録期間が終了する年度内に、登録期間が終了する旨を県から連絡させていただきます。登録の継続を希望する事業者は、別途通知する期限までに登録継続申請書(様式第1号)を県に提出いただくこととなります。その際は、継続登録が可能かどうか県が確認します。
○とっとり県産品に登録するとどんなメリットがあるのか？	○とっとり県産品のPRに活用可能なロゴデータをお渡しします。商品パッケージへの貼付やPR資材への活用が可能です。さらに、とっとり県産品の情報は、県の市場開拓局HPに掲載します。掲載する内容は、登録を受けた事業者の皆様から登録商品に関する情報をいただく予定としています。他にも、県で作成するチラシやイベント等の機会を捉えて県が情報発信していく予定です。また、県から登録者への各種情報提供についても行う予定です。
○とっとり県産品登録制度を県はどのように周知し、PRするのか？	○現在のところ県の市場開拓局HP等での情報掲載、県関係機関へのチラシの設置、イベントでの展示PR等を考えています。
○とっとり県産品のロゴデータの再発行はあるのか？	○再発行に対応する予定です。
○PRグッズ等の交付はあるのか？	○今のところ考えておりません。登録を受けた事業者がロゴデータを活用し各自で制作してください。